

**株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式****【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	大量保有報告書
<b>【根拠条文】</b>	法第27条の26第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【氏名又は名称】</b>	弁護士 神谷光弘
<b>【住所又は本店所在地】</b>	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
<b>【報告義務発生日】</b>	平成21年8月24日
<b>【提出日】</b>	平成21年8月26日
<b>【提出者及び共同保有者の総数(名)】</b>	1
<b>【提出形態】</b>	その他
<b>【変更報告書提出事由】</b>	

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ディー・エヌ・エー
証券コード	2432
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(リミテッド・カンパニー)
氏名又は名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦 ニューサウスウェールズ州2000 シドニー マーティン・プレイス1 (1 Martin Place, Sydney, NSW 2000, Australia)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和58年4月26日
代表者氏名	デヴィッド・ベイヴィン
代表者役職	エグゼクティブ・ディレクター
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー21階 スキャデン・アープス法律事務所 弁護士 島村 朋子
電話番号	(03)3568-2600

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株)	30,571		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株)	O 30,571	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	30,571	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株) (平成21年8月13日現在)	V	485,966
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.29%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし。